

介護 特定入所者介護(介護予防)サービス費の負担限度額が一部変わります

介護保険施設を利用する際の食費や居住費等は、利用者本人の負担ですが、所得の低い人については申請し認定を受けることで負担が軽減されます。

この制度の対象者は、世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で、かつ預貯金等の金額が基準額以下の人です。利用者負担段階によって食費や居住費等の負担限度額が異なります。

●令和3年8月から次のように変わります。食費の基準費用額は1日あたり1,445円へ変わります。

利用者負担段階		施設サービスの食費	短期入所サービスの食費	
世帯全員が住民税非課税 (別世帯の配偶者含む)	第2段階	その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 かつ、*預貯金等の金額が650万円(夫婦で1,650万円)以下の人	390円/日	600円/日
	第3段階	その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 かつ、*預貯金等の金額が550万円(夫婦で1,550万円)以下の人	650円/日	1,000円/日
		その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える人 かつ、*預貯金等の金額が500万円(夫婦で1,500万円)以下の人	1,360円/日	1,300円/日

*第2号被保険者は、全ての利用者負担段階で預貯金等の金額が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下

●現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの人には、更新手続きの通知を送付しています。

介護 令和3年8月サービス分から高額介護サービス費の上限額が一部変わります

利用者が同月内に受けた在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により市町が認めるときは超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

現役並み所得者の場合、これまで一律に1月あたり44,000円でしたが、区分が細分化され次のように変わります。

・年収約1,160万円以上の場合	140,100円/月
・年収約770万円～約1,160万円未満の場合	93,000円/月
・年収約383万円～約770万円未満の場合	44,400円/月



詳しくは▶

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 給付係
福祉課 高齢者支援係

☎ 0954-69-8221
☎ 82-3187